

中津市地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、社会経済活動における地域公共交通の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者が燃料(ガソリン、軽油及びLPGガスをいう。以下同じ。)の購入に要した経費を市が補助することにより、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、次項に規定する補助事業者が燃料の購入に要した経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 乗合バス事業者であって、次の要件を全て満たす者

ア 路線定期運行(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。)を行う法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であること。

イ 中津市内に路線バスとして乗り入れをしていること。

(2) タクシー事業者であって、次の要件を全て満たす者

ア 法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業のみを行う者を除く。)であること。

イ 中津市内にタクシーの拠点としての事務所を有すること。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、この補助金の交付の対象としない。

4 この補助金の対象となる燃料は、補助事業者が令和5年4月1日から令和6年4月30日までに購入した燃料であって、次のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業として市内を走行した路線バスの運行（当該補助事業者以外の者からの委託又は委託に類似する契約による運行を除く。）の用に供された燃料であること。

(2) 法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業として市内の事務所を拠点に走行した車両の運行（福祉タクシーとしての運行又は当該補助事業者以外の者からの委託若しくは委託に類似する契約による運行を除く。）の用に供された燃料であること。

5 補助対象経費、補助率及び補助単価は、燃料の区分に応じ、別表のとおりとする。

6 前各項に定めるもののほか、補助金の額の算定方法については、大分県が定める地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月29日付け交政第168号）の例による。

（補助金の交付の申請等）

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請及び規則第11条の規定による実績報告並びに補助金の請求は、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書兼収支予算書兼精算書兼事業実績書（第2号様式）

(2) 燃料の購入量等が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号、及び第3号に掲げる事項とする

（補助金の交付の決定等）

第5条 規則第6条の規定による決定の通知及び規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付決定通知書兼補助金交付確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、燃料の購入状況その他補助金の交付に関する事項について市

長の要求があったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

(関係書類等の整備)

第9条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年中地広暦第15号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第4条から第9条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年中地広暦第20号）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行し、この要綱による改正後の中津市地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、令和5年7月7日から適用する。

（旧要綱の規定により補助金の交付を受けた者の特例）

- 2 新要綱別表の規定は、中津市地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年中地広暦第8号。以下「旧要綱」という。）附則第2項の規定による失効前の旧要綱の規定により補助金の交付を受けた者についても適用する。この場合において、旧要綱の規定により交付された補助金の額が新要綱の規定により交付されるべき補助金の額より少ないとときは、その差額を支給する。

別表（第3条関係）

燃料の区分	補助対象経費	補助率	補助単価
ガソリン	県内月平均ガソリン価格と152.7円との差額に相当する額	4分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額が7円を超えるときは、7円）
軽油	県内月平均軽油価格と130.2円との差額に相当する額	4分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額が7円を超えるときは、7円）
L P ガス	L P ガス基準価格と82.2円との差額に相当する額	4分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額が4円を超えるときは、4円）

備考 「県内月平均ガソリン価格」、「県内月平均軽油価格」及び「L P ガス基準価格」の算出方法は、大分県が定めるところに従い、別に定める。